

ルース固定 IP サービス利用規約

2021 年 3 月 1 日版

第1章総則

第1条（規約の適用）

株式会社ライチェ（以下、「弊社」といいます。）は、以下のとおりルース固定 IP サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これに基づきルース固定 IP サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの利用については、本規約およびその他の個別規定並びに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（本規約の変更）

1. 弊社は、本規約を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本サービスの画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3条（本サービスについて）

1. 本サービスは、ルース光接続サービスにおいて、利用者毎に IP アドレスを固定して割り当てるサービスです。
2. 本サービスの利用対象者はルース光 ISP サービス利用者のみとなります。
3. ルース光 ISP サービス 1 契約につき、1IP の割り当てとなります。
4. 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要となるサーバー、ネットワーク機器等の環境を自らの責任を持って整え、管理するものとします。
5. 本サービスの利用契約は、ルース光 ISP サービス利用者が本規約に同意の上で、本サービスへの申し込みを行い、弊社が当該申込者を本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

第4条（サービスの開始日）

本サービスにおけるサービス開始日は、弊社が利用者に対し、IP アドレスを割り当てた日とします。

第5条（料金及び支払）

1. 利用者は、弊社が別途定める初期費用および利用料金（月額）を支払うものとします。
2. 初期費用の支払い義務は、第3条（本サービスについて）に定める本サービスの利用契約が成立したときをもって発生します。初期費用は、契約解約等いかなる場合にも返却いたしません。
3. 利用料金は、1つの専用 ID 毎に課金するものとします。

4. 利用料金の支払い義務は、第4条（サービスの開始日）に定めるサービスの開始日の属する暦月からとします。
5. 弊社は、第1項に記載の初期費用および利用料金の回収を、別途弊社が利用料金回収業務を委託する第3者（以下「料金回収業者」といいます）に行なわせることができるものとし、利用者から料金回収業者への支払いがなされた場合には、利用者から弊社への支払いがなされたものとみなします。
6. 弊社は、本サービスの料金の支払期日を超過してもなお、支払いがない契約者に対し支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとする）で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。

第6条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、弊社が別紙1に定めるとおりとします。

第7条（免責）

弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者または、第三者に生じた損害については一切の責任を負わないものとします。

1. 利用者のネットワーク設備に起因して発生した損害
2. 弊社の責に帰すべからざる事由から生じた損害

以上

制定：2016年10月1日

別紙 1 料金表

第 1 通則

1. 料金の計算方法等

- (1) 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- (2) 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。
- (3) 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。
- (4) 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、弊社が指定する場所において又は送金により支払っていただきます。
- (5) 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (6) この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

第 2 基本使用料

1. 適用

- (1) 料金プランには、次の種別があります。

ルース固定 IP サービス

2. 料金額（税込）

プラン	月額利用料
ルース固定 IP サービス	1,760 円

(注 1) サービス開始日の属する月より月額料金が発生します。

(注 2) 日割計算はありません。

3. 契約に関する事務手数料（税込）

お申込に関する事務手数料として 1,760 円をお支払いただきます。

以上